



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 82/2017年8月号

発行日：2017年8月28日

梅雨あけしても雨が続きたり、猛暑になったりと、不安定な気候の夏ですね。
夏期休暇でリフレッシュをした方もいれば、決算に追われ休めないよ！という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。夏はあっという間に終わってしまいます。残暑を楽しみながら、プライベートに決算に充実した日々を過ごしていきましょう。

I. 最新情報（2017年7月1日～2017年7月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2017年7月 24日	意見	修正国際基準公開 草案第4号「『修 正国際基準（国際 会計基準と企業会 計基準委員会によ る修正会計基準に よって構成される 会計基準）』の改 正案」に対する意 見	平成29年6月20日に企業会計基準委員会から、修正国際基準公開草案第4号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」が公表され、広く意見が求められました。日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成29年7月21日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—

2017年7月26日	意見	企業会計基準公開草案第60号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」等に対する意見について	平成29年6月6日に企業会計基準委員会から企業会計基準公開草案第60号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」等が公表され、広く意見が求められました。日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成29年7月25日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—
------------	----	---	--	---

2. IFRS 関係 (会計制度委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2017年7月31日	意見	IASB 公開草案「IFRS 第8号「事業セグメント」の改善(IFRS 第8号及びIAS 第34号の修正案)」に対する意見について	平成29年3月29日に国際会計基準審議会 (IASB) から、公開草案「IFRS 第8号「事業セグメント」の改善(IFRS 第8号及びIAS 第34号の修正案)」が公表され、意見が求められました。日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成29年7月31日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

3. 学校法人会計 (学校法人委員会)

特になし

4. 非営利・公会計 (非営利法人委員会、公会計委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2017年7月18日	研究報告	非営利法人委員会 研究報告第33号「社会福祉法人の理事者確認書に関するQ&A」の公表について	日本公認会計士協会(非営利法人委員会)は、平成29年5月23日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第33号「社会福祉法人の理事者確認書に関するQ&A」を、平成29年7月18日付けで公表いたしましたので、お知らせします。本研究報告は、「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号 最終改正平成28年11月11日)を採用している社会福祉法人の計算関係書類の監査等において、監査人が理事者から入手する理事者確認書に関する特有の留意事項について、Q&Aとして示すとともに、監査基準委員会報告書580「経営者確認	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

			書)に基づく理事者確認書の具体的な記載例を示したものです。本研究報告には、企業会計の基準と社会福祉法人会計の基準で、作成が求められる計算関係書類が異なることなどから、監基報 580 に示されている記載例以外にも、非営利法人委員会実務指針第 40 号「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」において監査上の留意事項として説明されている、拠点区分の財務情報に関する理事者の見解について、追加的に確認することが望ましい旨を記載しております。	
--	--	--	---	--

5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	
2017年7月 21日	他	金融庁からの「仮想通貨交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項の規定に基づき金融庁長官が指定する規則を定める件」の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)では、平成 29 年 5 月 31 日付けで業種別委員会実務指針第 55 号「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」(以下「本実務指針」という。)を公表しております。本実務指針は、資金決済法第 63 条の 11 第 2 項及び仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 23 条第 1 項で規定する利用者財産の分別管理の状況に対する分別管理監査を行うに当たっての実務指針として策定したものです。このたび、金融庁から「仮想通貨交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項の規定に基づき金融庁長官が指定する規則を定める件」が公表され、仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 23 条第 1 項に規定する金融庁長官の指定する規則として本実務指針が指定されましたことをお知らせいたします。	

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

今回は、2017年7月20日に、企業会計基準委員会から発表されました「収益認識に関する会計基準(案)」の概要を解説します。

尚、文中意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

1. はじめに

長年、我が国における収益認識に関する会計基準等は、企業会計原則における「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」というものしかなく、実務的には、様々な解釈に基づき会計処理が行われてきました。

しかし、近年、国際会計基準審議会および米国財務会計基準審議会は、共同で収益認識に関する会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（以下、IFRS15号）を公表しており、それを受け我が国においても、2015年3月に企業会計基準委員会は、国内における会計基準の開発に着手し、このたび公開草案を発表するにいたりました。

2. 基本概念等

基本的には、他の会計基準に定めるものを除く収益認識に適用され、IFRS15号の基本的な原則を取り入れることとし、連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を求めることとしています。

3. 会計処理

次の5つのステップに基づき収益認識することを原則としています。

- ① 顧客との契約を識別する。
- ② 契約における履行義務を識別する。
- ③ 取引価格を算定する。
- ④ 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ⑤ 履行義務を充足したときにまたは充足するにつれて収益を認識する。

実務上、問題となるのは②の箇所かと思われます。例えば、納品時は80~90%の入金があり、1年の保証期間をえて残金が入金されるような、いわゆるリテンション取引に関し、収益認識は納品時と保証期間経過時に各々行われることとなりますが、取引慣行や口約束で履行義務が曖昧なことが多く、どの部分が終了したら収益認識をすればよいのか、また各々の収益認識金額はいくらになるのか、論点を呼ぶことが予想されます。

4. 適用時期

2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用することを提案しています。また、早期適用として、2018年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用することができる提案をしています。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

5. おわりに

長年、収益認識に関し自由度があった我が国において、いよいよ待ったなしの会計基準が適用されようとしています。システムの変更や適用年度における会計的影響は多大なことになる会社も存在するでしょう。

幸いなことに適用開始時期まではまだ時間的余裕があります。今からでも担当会計士と打ち合わせをして準備を進めていきましょう。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703